

山 監 第 N 3 1 0 4 - 7 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 0 月 2 7 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
平成 2 8 年 1 0 月 2 7 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

市民生活部

市民生活課、石丸総合館、市民課、公園通出張所、厚陽出張所、生活安全課、環境課、環境調査センター、環境事業課、環境衛生センター、小野田浄化センター、南支所及び埴生支所、

3 監査の期間

平成 28 年 10 月 3 日から平成 28 年 10 月 27 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 27 年度及び平成 28 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 収入関係について

一般廃棄物手数料の算定に一部誤りがある。また、消費税の表示に誤りがある。適切な事務処理をされたい。

【環境衛生センター】